

〈別紙〉

○会議成立・・・15名中12名出席

○会長選出・・・宮崎裕悟委員を全員一致で会長に選出

○議事（議事進行：宮崎裕悟会長）

- ・会長代理指定・・・吉川尚彦委員を指名
- ・苦情処理部会委員氏名・・・宮崎裕悟委員、大野峻委員、上原伸幸委員、吉川尚彦委員、星野由美委員、野村剛司委員、藤原健委員
- ・会議公開・非公開の決定・・・公開
- ・傍聴者入室・・・なし
- ・議事録署名委員指名・・・細田久美子委員、内田洋子委員を指名

○議題・・・オンライン参加、オンライン傍聴の実施等について

（消費生活課長）

※資料1-1「オンライン参加要領（案）」、資料1-2「オンライン傍聴要領（案）」、資料1-3「傍聴要領（改正案）」に基づき説明

（宮崎会長）

オンライン参加をする委員も出席扱いということでよいのでしょうか。

（消費生活課長）

オンライン参加も対面での参加も同じ「出席」の扱いで考えております。

（宮崎会長）

審議会は委員の過半数が出席しなければ開催できないということが規則にあります
が、オンライン参加においてもこの頭数に含めるということで理解させていただきます。
そのうえで、改めてご意見やご質問はあるのでしょうか。

（井元委員）

傍聴は、事前に申込しなくても当日来られるのでしょうか。また、会議の最初から傍

聴しなければならぬということはあるのでしょうか。

(消費生活課長)

会議が公開であれば途中からの傍聴も認めています。

(宮崎会長)

傍聴希望の方は原則審議会の開催予定時刻までに受付ということになっています。例外を全く認めないという趣旨ではなく、委員の方に諮りその都度決めればよいと考えています。

(星野委員)

今日は傍聴者がいらっしゃらないということですが、例年の申込状況はいかがでしょう。

(消費生活課長)

全て確認しているわけではないが、例えば計画の答申や策定など初めて出す情報がある回は複数名いらっしゃる。傍聴者がいないこともあるため、今日だけが特別ということではございません。

(井元委員)

傍聴の定員はあるのでしょうか。

(事務局※) (※消費生活課 主幹 松岡信治。以下同様)

用意できる席の都合上、5名ということにしております。

(星野委員)

今までに傍聴もオンラインにした審議会はほかにあるのでしょうか。また、傍聴席は5名ということでしたが、オンラインの場合は制限なしということになるのでしょうか。

(事務局)

オンラインについては今年の3月からスタートした話のため、審議会を開催して傍聴がありましたという話はまだ聞いていません。他の審議会で実例があれば資料を提供さ

せていただきたいと思います。

制限については、その場に来ていただくよりは人数が受け付けられますが、使用ソフトで参加できる人数がありますので、それが上限となります。

(宮崎会長)

ソフトは何を使うのでしょうか。

(事務局)

通常、県の会議は Zoom を使用しているのでそれを想定しております。

(宮崎会長)

要領については一度やってみて、不都合があれば修正していくことが可能だと思います。その前提で、議事のため採決をとらないといけないので、まずはオンライン参加要領案に対して反対意見のある方はいらっしゃいますか。

【意見なし】

(宮崎会長)

それでは全委員賛成で要領とさせていただきます。続いて、オンライン傍聴要領案について意見のある委員はいらっしゃいますか。

(星野委員)

現地で傍聴するのとオンライン傍聴の違いは、オンラインだと録画や録音をクリックできてしまい、拡散されてしまうと回収ができず深刻なダメージを受けてしまいます。そのため禁止行為を守っていただくことが必要ですが、ただお願いをするのではなく、もう少し何か徹底的に守っていただく手立てを講じる必要があると思います。その点はいかがでしょう。

(事務局)

要領の中に県の方で定めた様式があり、住所氏名を明らかにしたうえで順守事項についての誓約書を提出いただくことにしています。オンライン傍聴の場合は事前申込制で、開催日の3日前までに申込をしていただくようになっています。

また、個人情報を取り扱う場合は委員の皆さんの採決によって会議を非公開にすることができるため、併せて運用すれば個人の方の名前が拡散される可能性は低いと考えて

おります。

(野村委員)

オンライン傍聴の場合、使用してはいけないOSやアプリケーション、フリーWi-Fiがありますが、先ほどの様式の中にOSやメーカーサポートなどを記入する欄はあるのでしょうか。

(事務局)

アプリケーションソフトなどを個別に記載するのではなく、これらの項目についても守りますという誓約で申込をいただく形での担保となります。

(星野委員)

オンラインだと申込は1人でも実際の傍聴は不特定多数という可能性もあります。その辺は相手を信用するしかないと思うが、そういうリスクもあると思います。

(宮崎会長)

御意見ありがとうございます。ここは人間の是非をどこまで信用してやっていくのかというリスクの判断になるかと思います。議事それぞれについて個人情報等がないかというのは今まで以上にチェックしなければいけないと思うので、事務局の方々にもそこは改めてお願いします。

一方で、録音という意味ではリアルで参加された方に対して特段チェックしていることではないため、リスクとしてはやはり0にはならないと思っています。もし、委員の皆さんが「こういうこともやっておいた方がいいんじゃないか」というような前向きなことがあればぜひ事務局に伝えていただき、特段問題がなければオンライン傍聴自体は認めていく方向でいきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

【意見なし】

(宮崎会長)

ありがとうございます。それではオンライン傍聴については要領のとおりに行っていたいただき、不都合が出たらまた検討するという事にさせていただきます。

資料1-3の傍聴要領修正案ですが、これについて意見のある方はいらっしゃいますか。

【意見なし】

(宮崎会長)

そうしましたら、議事についてはいずれも案のとおりを実施していただくということで、審議会としては承認を終えたという扱いにさせていただきます。

○報告事項(1)・・・令和4年度の消費生活相談の概況について

(消費生活支援センター所長)

※資料2「令和4年度消費生活相談の概況」に基づき説明

(宮崎会長)

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御質問、御意見があればお願いします。

(星野委員)

2つ質問させていただきます。資料7ページ下のグラフ説明時に18歳・19歳の相談件数の増減がそれほどないという話でしたが、成人年齢が引き下げになって親権者の同意なく契約できるようになってもトラブルが増加していない理由について、県センターはどのように考えていらっしゃいますか。

私は相談員をやっていますが、いわゆるレスキューサービスと呼ばれているもの、代表的なものが「トイレが詰まったからインターネットで探した業者に来てもらおうと、高額な代金を請求されてトラブルになった。」といった相談が私たちの感覚では去年・一昨年はとても多かったです。この資料にはそれが表れてきていないのですが、県センターとしてはどのように考えていらっしゃいますか。

(消費生活支援センター所長)

1点目については、確かに件数は変わっていませんが、成人年齢が18歳に引き下げられたことによってトラブルを生じる可能性が高くなったということは当然あると思います。そのため、やはりここについては注視していかなければいけないと考えております。

2点目のくらしレスキューサービスについては、昨年度はこのような件数分析のところで挙げました。今回は資料8ページに掲載した3点が急激に増えているため挙げさせ

ていただきました。そのため、レスキューサービスの相談が落ち着いたとか問題ないということではございません。

(星野委員)

18歳・19歳のところが現場の相談員でも改正民法が施行される直前から注意喚起がなされていたので、注目をしていたところですが、たしかに「あれっ」と思うほど18歳・19歳の相談は入っていないという実感があります。相談がないということは、トラブルが起こっていないと理解していいのであれば嬉しいことですけれども、そうでないとするとそこが問題なので、引き続き啓発などに注力していただきたいと思います。

レスキューサービスについては、たしかに屋根工事の方が目立ったというところが私もそういう実感はあります。ただ、当初は水の流れが詰まったというのが代表的なトラブルの内容でしたが、今やレスキューサービスという言葉に総称されるように、ロードサービスもそれに組み込まれるような扱いになっているかと思います。出先でタイヤがパンクした、自分でスペア交換ができないので電話で業者を探した。電話では大体いくらと言われていたのに、作業が終わると、とても高い金額を請求される。挙句の果てに、保険に入っているかと聞かれ、それで保険会社とのトラブルに発展しかねないというのが、いわゆるレスキューサービスだとこちらは受けとっています。そのほかには鍵です。家に入ろうと思ったら鍵をなくした、ネットで業者を探すと、とても高い金額を請求される。これもレスキューサービスに含まれるという感覚で処理します。

水回りの工事業者だけではなく、全国的にもそういう傾向があるとここには書いてあるので、埼玉県としてもトラブルの内容と業者の手口については、注視していただきたいと思います。

(消費生活支援センター所長)

ありがとうございます。1点目については、啓発も含めて引き続き注視してまいりたいと思います。2点目のレスキューサービスについては、色々な相談状況を踏まえて適宜個別の啓発等でお知らせしていきたいと考えております。

(上原伸幸委員)

私も7ページの表について質問があります。1点目は相談のカウンターの仕方についてですが、例えば16歳・17歳の子がアプリですごい課金をして高額な請求をされてしまい、これについて親が相談した場合は16歳・17歳の相談件数としてカウントして

いるのでしょうか。

2点目は、15歳以下、主に中学生とかお子さんの被害状況についてもし把握されていたら伺いたいです。

(消費生活支援センター所長)

1点目は契約者でカウントしているので16歳・17歳の件数になります。親ではありません。2点目については確認させていただき後程ご提供させていただくということによろしいでしょうか。

(上原伸幸委員)

承知いたしました。中学生のところの質問の意図としては、先日中学校で消費者教育に関する講義をする機会があったのですが、その際中学校の先生から「生徒の中には高校に行かない人も、高校に行っても退学してしまう人もいる」と言われました。消費者教育の観点からすると、高校教育の中や義務教育の中でやっていった方がいいんじゃないかという話は私もなるほどと思ひまして。講義にあたり、どの程度中学生が被害に遭っているのかというデータを探した際になかなか出てこなかったもので、もし今後参考になるものがあればという趣旨で質問させていただきました。

(消費生活支援センター所長)

件数だけのデータはございましたので、ご紹介させていただきます。令和4年度の中学生からの相談件数は205件。令和3年度が249件でしたので若干減少しています。件数は16歳・17歳と大体同じくらいです。具体的な相談内容までは手元にございませぬので、そういったところまでということであれば、お時間を頂戴できればと思ひます。

(内田委員)

1ページ目の相談受付件数のところで質問させていただきます。県及び市町村の相談窓口が、市町村の合併や県の組織改編等があったのは承知していますが、大体3分の2くらいになっているのかと思ひています。そうすると、「相談したいけれどいつも窓口が一杯で相談できない」というような苦情は出ていないのでしょうか。

それと、県の受付件数が全体に占める割合が18.8%と報告がありましたが、県としてはこれを多いと思ひているのか少ないと思ひているのか。要は、市町村との連携や協

力関係の中で、県の果たす役割はこのくらいの相談数を受けるのが適当というところなのか、もっと市町村のために対応を手厚くしなきゃいけないと思っているのか、そのあたりをお聞きしたいです。

(消費生活支援センター所長)

まず消費生活相談窓口の状況ですが、ご指摘のように市町村の合併などの関係で、ある時点からは窓口自体は減っているかと思えます。現時点では、全市町村で消費生活相談窓口を設置しているという状況にはなっております。ただこれは共同設置や中心市に委託しているなど共同処理も含めて、全市町村に設置しているという状況です。それから県の窓口ですが、こちらもご指摘のとおり、令和2年度から、4所体制から現在の川口と熊谷の2所体制になっておりますので、窓口数としては減っているという状況はあります。窓口はこうした状況で、相談したくてもできないということは確かにあるのかと思えます。例えば県の窓口で言いますと、「電話をかけてもなかなかつながらない」といったお話は、相談者から頂戴することもございます。具体的な割合は分かりませんが、少なからずそういったこともあるとは理解しております。

県の市町村の相談件数割合についてですが、全市町村に窓口設置を促進し、県の方も相談体制を改めていく中で、全体として県2割市町村8割というのを一つの目安として整備を進めてまいりました。そういった中で現状の18.8%というのは、概ねそれに沿った形になっているのではないかと受け止めております。

(藤原委員)

2ページ目について確認したいことがあります。我々チェーンストア協会は食料品を中心としたスーパーの団体でございます。商品・サービス別件数の「食料品」に関しては、通常店舗型で問題のある食品なのか、通販の食品なのか。相談内容別件数の「接客対応」は非常に上位にあります。これは店舗での従業員の対応が悪いとかそういうことなのでしょうか。

(消費生活支援センター所長)

商品・サービス別件数の食料品は、店舗か通販かとは別に相談内容として食料品かどうかということになりますので、店舗も通販も含まれているということになります。次の接客対応についても、接客対応全般のデータとなるので店舗と通販どちらということではなくということになります。

(宮崎会長)

私からも1点、成人年齢が変わると取消権が行使できなくなるので、相談が増えなくても解決が難しくなるというところを見た方がいいのではないかと思います。解決の水準を比べるのはなかなか難しいと思うのですが、あっせん解決のデータを取っていただけるといいのかなと思っています。

それでは、報告事項の2番目について事務局から説明をお願いいたします。

○報告事項(2)・・・令和4年度事業者処分等について

(消費生活課長)

※資料3「令和4年度事業者処分等について」に基づき説明

(宮崎会長)

ただ今の説明について、御質問や御意見のある委員はいらっしゃいますか。

(星野委員)

今日初めて委員として出席させていただくにあたり、過去の審議会の資料をインターネットで見させていただきました。そうしましたら、処分状況については数字がずいぶん変わっているような印象を受けました。平成29年度から平成31年度の資料では処分された業者が5社、6社と多い数字が出てきていました。今回の資料では1社のみなので、なぜ処分の件数が減っているのかということが疑問としてあります。

ここからは要望ですが、処分していただくとその悪いことをやっている業者にだけ効果があるというわけではなく、似たようなことをやっている他の業者にもまずいと思わせる効果があると思います。処分していただく公表されるので県民の方だけではなく日本全国の方が処分されたことを知るわけですから、相当大変な作業ということもご苦労のことも分かるのですが、処分を積極的にやっていただきたいという要望があります。処分ではなく指導で済んでいるというところがあるのではないかという気もしています。それはそれでももちろん効果があるものと思います。ただ、指導の場合は公表されないその業者にだけ効果が及ぶということなので、処分の方を頑張ってもらっていただけないでしょうかという要望をお話しさせていただきました。質問についてはご回答よろしくをお願いいたします。

(消費生活課長)

まず件数についてですが、おっしゃるとおり、平成20年代中盤から後半に関してはたしかに数が多いです。このところ1件というのは少ないのではというお話ですが、被害に遭った方の証拠をとるために聞き取りをやらなくてはいけないのですが、コロナの影響でそれが思うようにいかなかったということがございます。これは全国的にもそういう傾向がございまして、埼玉県の場合はそれでも行政指導の数も含めると全国2位という水準を推移しております。コロナが明けたので今後はまた聞き取りも積極的にできるのではないかと考えておりますので、違反をする業者には積極的に処分をしていこうかなという風には考えております。

2点目の御意見に関しても、積極的に処分を行っていただくといいということですが、市町村の生活相談と色々連携しているのでそれも併せてやっていこうと考えておりますので、こちらの方からも御協力をお願いしたいと思います。

(星野委員)

各センターからも消費生活課さんに対して情報提供する制度がありまして、私もその制度に則って情報提供させてもらったことがあります。件数が減っているからといって悪質業者がいなくなるということでは決してありませんし、センターであっせんをしても無理ということがあるんです。そういう業者に対しては処分が一番有効な方法だろうというふうに思いますし、他社への波及効果も期待できますので、ぜひよろしく願いいたします。

(上原満委員)

今の御質問に関連するのですが、特定商取引法に関わる処分に色々苦労があるかと思いますが、この一連の流れ、手順について教えていただきたいと思います。

(消費生活課長)

まずセンターからの情報収集としては、先ほど星野委員からもお話がありましたが、センターの連携により情報提供いただいたり、インターネットによる全国データベースでも把握できます。そこで特定の、例えば埼玉県の地域で目立った業者がいるとなりますと、消費者自身が許せばという仮定によりますが消費者に聞き取り調査を行い、それがあがる程度固まってくると事業者の立入検査ということになります。

そこから処分に至る前に弁明の機会の付与というものをする必要があります。最後

の直前のところで事業者に対して弁明の機会を付与しますが、当然その前には色々な報告を求めることもございます。そういうものを経て処分に至り内容の公表となります。

(上原満委員)

ありがとうございました、大体分かりました。今回公表されているのは1件だけで訪問販売ということですが、訪問販売以外にもインターネット通販など新しい契約形態に対する特商法を使った取組というのは何か工夫はあるのでしょうか。

(消費生活課長)

実際被害に遭われた消費者への聞き取りにもよりますが、事業者もその辺を考えており、行った先で依頼した内容から依頼していない内容に勧誘するようなことをやっています。特定商取引法も何回か改正はしていますが、我々もそういったものに対応できるように埼玉県もDXを普及し極力電子データを押さえることをしています。いちごっこじゃないかという話もありますが、被害に遭われた消費者の御協力をいただきながら処分ケースをなるべく増やすように努力をしているところでございます。

(吉川委員)

せっかくガイドラインができたのに定期購入のトラブルや被害が逆に増加しているという状況があり、相手もインターネット上で巧妙になっているのは間違いないと思います。埼玉県は他県と比べれば指導処分件数が多いわけですが、やはり人材の育成・人材の確保・体制の確保がないと処分にはつながらないと思います。全国的な処分が少ないので悪質業者はやり得的な状況もあるかというふうに思っていますので、埼玉県がリードしつつ全国的にも悪質業者を追い込まないと定期購入トラブルは減っていかないだろうと思います。

消費者がスクリーンショットをきちんと撮って相手を追い詰められるような備えも必要だと思いますし、そういう啓発をするのと、やはり状況を掴まないといけないのでインターネットを巡回して法に触れるような広告を出しているようなところを把握していくような取組を推進していくことが大事ではないかと思っています。

(消費生活課長)

おっしゃる通りで、やり得にならないように、特に相談の中でインターネット等に関連するものは非常に多くなっておりますので、我々もそれに対応するべく引き続き努力

していきます。

(宮崎会長)

ありがとうございます。他に委員からの御意見は大丈夫でしょうか。そうしましたら、続きまして報告事項(3)について事務局から説明をお願いいたします。

○報告事項(3)・・・令和4年度消費生活基本計画実績

(消費生活課長)

※資料4「令和4年度消費生活基本計画実績」に基づき説明

(宮崎会長)

ただ今の説明について、御意見や御質問がある方はいらっしゃいますか。

(戸田委員)

17ページの地産地消の推進の関係で、県産農産物コーナー設置店舗数の目標は年間25店舗以上なので実績はそれを上回っていると思うのですが、令和4年度の実績が分かれば教えていただきたいです。また、店舗構成の内訳、例えば私どもJAの直売所もカウントになっているかとか、その辺がもし分かれば参考までに教えていただきたいです。

(消費生活課長)

細かい資料を持ち合わせていないため、担当の農業ビジネス支援課に確認して後日回答させていただきます。

(吉川委員)

全国的に消費生活相談員の担い手がとにかく不足しており、消費者庁を巻き込んでどう確保するか等、人材育成が大きなテーマになっているかと思うのですが、埼玉県においては市町村も含めて相談員の定員の充足状況など、人材確保は令和4年度時点ではどんな状況か分かれば教えていただきたいです。

(消費生活支援センター所長)

手元に資料がないため記憶の範囲で申し訳ないのですが、令和4年度の段階で県内相

談員が延べ158人在籍しており、それぞれの県市町村で相談員の定数があり、足りていないのが7名程度だったと記憶しております。今後も相談員の高齢化や担い手不足の状況が全国的にもございますので、どうやって確保していくかということころについては、国も考えておりますけれども、県でも考えていかなければいけない課題だと認識しております。

(宮崎会長)

以前は課題と対応策を載せていたと思いますが、今回削った理由を教えてくださいませんか。

(消費生活課長)

全体的にボリュームの関係で省いたところがございます。具体的な取組内容や事業実績のところの量が多く見にくいかなと考え、このようにさせていただいています。

(宮崎会長)

「自己評価の理由」の横に「課題と対応策」というのを出していただいて、特にCやBに対しては「こういうところが課題として残ったので、これからこういうところを取り組んでいきたい」というのが前回入っていたんですね。たしかこれ他の委員の方々にもすごく好評だったような記憶なんです。意見としては、やはり自己評価の理由だけではなく「残った課題にこういうふうに取り組んでいきます」というのを担当課から報告していただくことで我々も理解にももちろんつながりますし、さらに担当課もあの時自分でこういうところを取り組んでいこうということが分かってよいので、ぜひ戻していただきたいです。多少横が増えてしまうのもやむを得ないことだと思いますので、スペースの関係であればむしろ戻すようお願いいたします。

続いて評価の基準ですが、例えば2ページのA評価をつけている薬務課ですが、自己評価理由を見ると「計画通りできた」「迅速かつ適切に対応をした」ということで、中身がよく分からないのですが基準としてはラインでしょうか。

(消費生活課長)

本来様式に入れておいた方がよかったのですが、薬務課のところは目標が2,000件のところ実績が2,941件ということでA評価となっています。他のところでもそういうのを明示しているところもあるので、それはなるべく分かりやすくするよう次回

以降していきたいと思います。

(宮崎会長)

そうですね、やっぱり評価をつけるには目標以上ということであればそれが見て分かるようにしていただけるとありがたいなと思います。

10ページ一番下の食品安全課の評価も、目標としていた回数の会議を開催したということになっていてこれは何故でしょうか。

(消費生活課長)

こちらにつきましては会議の開催はもちろんですが、そのうえで意見交換が充実していたということでA評価にしたということです。

(宮崎会長)

意見交換をするための会議ではなくて、意見交換は別途やったという趣旨でよろしいでしょうか。

(消費生活課長)

確認させていただき、提供したいと思います。

(宮崎会長)

同じく16ページ3段目の生徒指導課のところでこれも「本年度当初の計画とおり」ということでA評価になっているのですが、これも何か計画を上回って実施したところがあれば教えてください。

(消費生活課長)

これに関してはまず計画通りに実施できたというのと、担当課の判断に迷ってしまうところですが、児童生徒のネットトラブルが防止できたという自己評価でA評価にしたところではあります。

(宮崎会長)

責め立てるように質問して申し訳ないとは思いますが、やっぱり基準はきちっとしてしかも分かるように書いていただけるとこちらとしてはなるほどと思いますし、デ

一タで見る癖は担当課にもつけていただきたいと思うので、そういう実績があったら我々もすごいと思いたいところではあるのでそこはぜひお願いしたいです。そういう意味で課題と対応策など書いておいていただけるとその中に出てくるんじゃないかと思います。

あまりこれを厳しくやりすぎてしまうと今度は目標の方が下がってしまうところがあるので、そこは別に今の方法が悪いだけではないかもしれませんが、C評価がもうちょっとあってもいいのかもしれないというところもあったりします。今B評価がすさまじく多くなってしまっていて、本当にそれでできているのかなと心配なところも出てきます。別にC評価だから悪いということではなくて、目標値を明確にして、実際に良くなっていく方に達成するような評価にしていっていただいた方がいいんじゃないかと思います。

この点については以上にさせていただきたいと思います。

○報告事項（４）・・・その他

※宮崎会長から、弁護士会が開催するジュニアロースクールについて紹介があった

（宮崎会長）

他に何かあるでしょうか。

（井元委員）

先ほどの基本計画実績6ページの景品表示法のところで、具体的な取組内容が3つの枠に分かれているのですが事業実績は1つの枠になっています。他のところで具体的な取組内容に一致して実績枠があるところが多いのに対してこういうのがいくつも見られるのですが、その違いを教えていただければ。

（消費生活課長）

ここの例でいうと広告表示の監視および指導という1つの大きな目標がございまして、その大きな目標に対してこの3つの手段をやったという解釈で、例えば監視指導であったり高校大学との連携であったりそういう考え方です。ですから目標としては1つ1つなのですが、手段として複数とったという考え方です。

（宮崎会長）

たしかこれは元々各担当部署にお任せいただいていると思うのですが、自己評価はも

ちろん、それを任せすぎるとみんなA評価で出てきて1回返したみたいな報告をいただいていたところで、またちょっとお任せしっぱなしになっているのかなという感じがするので、基本的には細かく評価していただいた方がかなり分かりやすいかなと思います。全体評価ではなく個別の事業に対する評価だとは思っているので、なるべく細かく対応関係をはっきりさせて自己評価をしていただくように、意見としてつけておきます。

(宮崎会長)

もう1点、日程調整の関係で今回詰まってしまったところがあり、次回以降はなるべくかなり前から、具体的には3か月とかそれくらい前から調整をしていただくように事務局をお願いをしております。委員の方々にはかなり厳しいところに調整いただいたのはありがたかったと思いますが、改善をお願いしているところですので引き続き御協力をいただければと思います。

(消費生活課長)

今回は例年より広報や事前準備に時間がかかり、日程調整から開催まで期間が短くなり皆様に大変申し訳なく思っております。今、会長もお話しされた通り日程調整は開催の3か月前を目途に実施しようかなと考えております。事前に皆様の御都合を伺いながら決定することにし、当然欠席となる委員も出てくるとは思いますが個別に説明したいと思っております。

今後の色々公募関係ですとか実施時期の検討もありますので、会長の御発言のとおり、特にオンラインという新たな要素も加わったものですから、調整を重ねて皆様方になるべく出席していただけるようにオンライン活用もしながらやっていこうと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

(宮崎会長)

以上で令和5年度第1回審議会を閉会いたします。